

年 月 日

大学共同利用機関法人
自然科学研究機構 国立天文台長 殿

(委託者)
住所
法人名
代表者 職名・氏名

印

学術相談申込書兼受諾書

裏面に記載の実施条件を承諾の上、下記のとおり学術相談を申し込みます。

1 題目			
2 目的及び内容	目的： 内容：		
3 期間及び回数、時間	年 月 日 から 年 月 日 (年、月、週) 回 、1回当り 時間		
4 実施場所			
5 必要経費の負担額（消費 税額及び地方消費税額を 含む）	直接経費	間接経費	合計
	円	円	円
6 希望する教職員 (自然科学研究機構の学術相談 担当者) (所属・職・氏名)	担当者が複数いる場合、代表者の前に※印をつけてください。		
7 委託者の連絡担当 (所属・氏名・電話・メール)	所属・氏名： 電話： メール：		
8 その他必要な事項			
9 情報公開制度による開示 可能な項目	☐ 学術相談の題目、 ☐ 申込者（企業名称等）、 ☐ 金額（経費の負担額）、 ☐ 相談期間		

申し込みいただきました学術相談を受諾します。

年 月 日

大学共同利用機関法人自然科学研究機構

国立天文台長

印

学術相談実施条件

- 第1条 大学共同利用機関法人自然科学研究機構（以下、「甲」という。）は、申込者（以下、「乙」という。）に対し、表面に記載のとおり学術相談を実施するものとする。
- 第2条 甲の役職員は、乙の従業員等に対して学術上の指導、助言等を行うものとする（以下、双方を合わせて「学術相談関係者」という。）。
- 2 学術相談は、原則として甲の場所で開催するものとする。ただし、必要に応じて、乙又は乙の指定する場所で開催することもできる。
- 3 乙は、学術相談が学術上の指導、助言等であることに鑑み、当該相談が乙の研究開発又は営業活動等に資することを甲が保証するものではない旨を了承するものとする。
- 第3条 乙は、学術相談及び付帯する業務に必要な経費として、表面に掲げる経費を甲の発行する請求書に定める納入期限までに甲の指定する銀行口座に振り込むものとする。なお、振込手数料は乙の負担とする。当該経費の管理、執行及び経理処理は甲が行い、取得した物品等の所有権は、甲に帰属するものとする。
- 第4条 乙の提供物品の搬入出、据付及び返還に要する経費は、乙の負担とする。乙の提供物品に瑕疵があったことに起因して甲が損害を被ったときは、乙は、これを賠償しなければならない。
- 第5条 甲及び乙は、双方協議の上、学術相談を中止し、又は実施期間を延長することができる。
- 第6条 学術相談を終了し、又は前条の規定により、学術相談を中止した場合において、第3条の規定により納入された経費のうち未執行分について乙からの返還請求があったとき、甲及び乙はその取扱いを協議する。
- 第7条 前条に関わらず、第5条の規定による学術相談の中止において、乙の事由による場合、甲は一切の経費を返還しないものとする。
- 第8条 学術相談により知的財産が創作された場合は、その帰属及び取扱いについて甲及び乙が協議するものとする。
- 第9条 甲及び乙は、学術相談によって得られた成果を公表する場合は、事前に相手方の書面による了解を得るものとする。
- 第10条 甲及び乙は、あらかじめ返還を条件にしている提供物を、学術相談の終了又は中止後速やかに相手方に返還するものとする。
- 第11条 甲及び乙は、学術相談の実施に当たり、相手方より開示若しくは提供を受け又は知り得た学術・技術上及び営業上の情報であって、提供又は開示の際に相手方より秘密である旨の表示がなされた情報（以下「秘密情報」という。）について、学術相談担当者及び学術相談を実施するために必要のある最低限の者（以下「学術相談関係者等」という。）以外に開示・漏洩してはならない。秘密情報が、口頭又は視覚により開示されるときは、開示時点で秘密である旨を明確にし、開示後30日以内に、開示当事者が書面で相手方に対し通知するものとする。また、甲及び乙は、相手方より開示を受けた情報に関する秘密について、当該学術相談関係者等がその所属を離れた後も含め保持する義務を、当該学術相談関係者等に対し負わせるものとする。ただし、次のいずれかに該当する秘密情報については、この限りではない。
- 一 開示を受け又は知得した際、既に自己が保有していたことを文書で証明できる情報
 - 二 開示を受け又は知得した際、既に公知となっている情報
 - 三 開示を受け又は知得した後、自己の責めによらずに公知となった情報
 - 四 正当な権限を有する第三者から適法に取得したことを証明できる内容
 - 五 相手方から開示された情報によることなく独自に開発・取得していたことを証明できる情報
 - 六 書面により事前に相手方の同意を得たもの
- 2 前項に定める開示・漏洩及び使用の禁止の有効期間は、学術相談開始の日から学術相談終了後又は中止後3年間とする。ただし、甲および乙が協議をして、この期間を延長し、又は短縮することができるものとする。
- 第12条 甲は、乙が必要経費を所定の納入期限までに納入せず、書面による催告後30日以内に納入されない場合は、本契約を解約することができる。
- 第13条 甲及び乙（法人の場合にあつては、その役員又は使用人を含む。）は、相手方に対し、次の各号の事項を表明し、保証する。
- 一 自らが、暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団員でなくなったときから5年を経過しない者、暴力団関係企業、総会屋、政治活動・宗教活動・社会運動標榜ゴロ、特殊知能暴力集団その他これらに準ずる者（以下、総称して「反社会的勢力」という。）に該当しないこと。
 - 二 反社会的勢力に自己の名義を利用させ、本契約を締結する者でないこと。
 - 三 自ら又は第三者を利用して、次の行為をしないこと
 - ア 相手方に対する脅迫的な言動又は暴力を用いる行為
 - イ 偽計又は威力を用いて相手方の業務を妨害し、又は相手方の信用を毀損する行為
- 2 甲及び乙は、相手方が、前項一二三の確約に反する申告、契約、行為をしたことが判明した場合は、何らの催告なしに本契約を解約することができる。
- 3 甲及び乙は、前項により本契約を解約したことにより相手方に損害が生じたとしても、一切の損害賠償義務を負わないものとする。
- 第14条 甲又は乙は、第12条及び第13条に掲げる事由及び甲、乙、甲又は乙の学術相談関係者が故意又は重大な過失によって相手方に損害を与えたときには、相手方が直接的に被った通常の損害の範囲内で賠償しなければならない。
- 第15条 ここに定めのない事項について、これを定める必要があるときは、甲および乙が協議して定めるものとする。
- 第16条 乙は、学術相談関係者を甲へ派遣するにあたっては、当該者に甲の諸規程を遵守させるものとする。